

手続きについて

認定申請が必要な行為等

景観地区における建築物に関わる次の行為は、景観法に基づき富良野市への認定申請が必要となり、色彩や高さ等の制限への適合について、認定審査を受けなければなりません。

新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕または模様替え、屋根または外壁の塗装

認定申請に必要な書類

認定申請書及び建築等計画概要書に、必要に応じて以下に示す図書を添付して2部提出してください。

| 種類 | 縮尺 | 記載すべき事項等 |
|---------------------|-----------|---------------------------------------|
| 位置図、周辺図 | 1/2500 以上 | 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示 |
| 周辺写真 | | 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真 |
| 配置図 | 1/100 以上 | 当該敷地内における建築物の位置を表示 |
| 立面図 | 1/50 以上 | 建築物の色彩が施された2面以上の立面図 (マンセル表色系により表示) |
| その他参考となるべき事項を記載した図書 | | 敷地面積、階数、延べ床面積がわかるもの |

認定審査

富良野市では申請内容が色彩や高さ等の制限に適合しているか審査を行い、適合している場合には申請者に認定証を交付します。認定証の交付を受けた後でなければ工事に着手することはできません。

計画を中止するとき

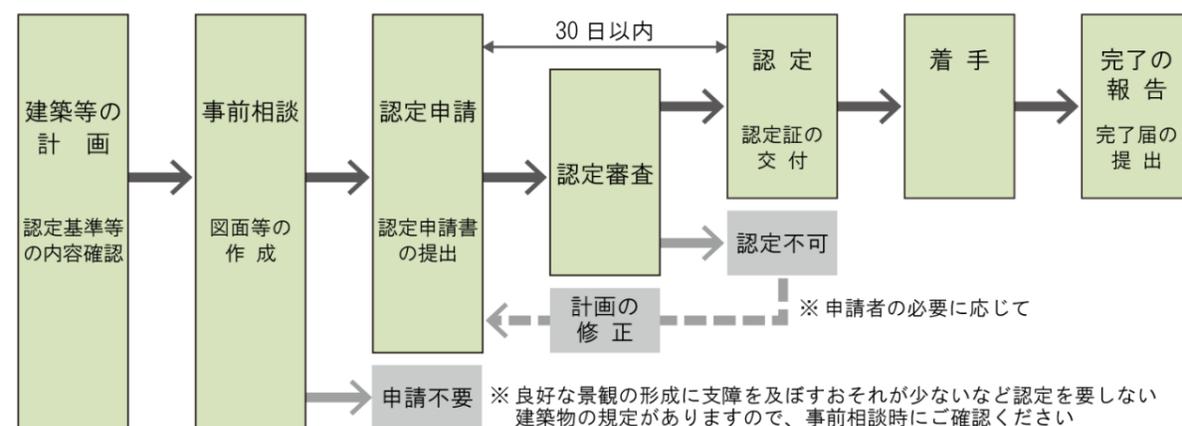
認定申請後に計画を中止した際には、取下届出書（認定前）または取りやめ届出書（認定後）の提出が必要です。

完了届

工事が完了した際には、14日以内に完了届の提出が必要です（完成写真等を添付してください）。

手続きのながれ

認定申請以外に、建築確認申請の手続きが必要な場合には、別途図書の作成が必要です。



— 北の峰景観地区の規制概要 —

景観地区とは

景観地区とは、景観法及び都市計画法に基づく制度で、良好な景観の保全と形成を図るため、建築物の色彩や高さの最高限度等について、規制する地区を都市計画決定により指定するものです。

景観地区内において建築物の建築等を計画する方は、事前に認定申請を行い富良野市の認定を受けることが必要となります。

指定対象区域

北の峰地区における雄大な自然景観及び良好な森林環境を保全するため、自然環境と調和しないおそれのある建築物を規制し、富良野市を代表する観光リゾート地としての景観形成に寄与する良質な建築物を誘導することにより、森林と一体となった景観と環境の保全・形成を図ります。

北の峰景観地区では地区特性に合わせ、対象区域内を3区分し、建築物の色彩の制限、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度を定めます。

北の峰景観地区の区域は以下のとおりです。



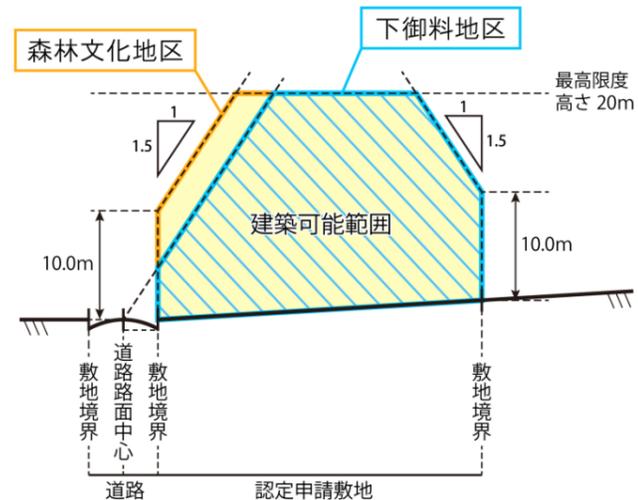
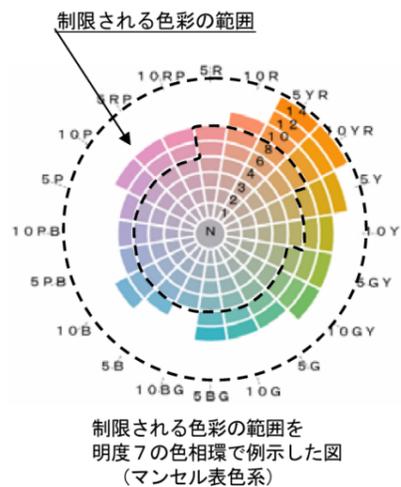
【お問い合わせ】 富良野市 建設水道部 都市建築課

〒076-8555 富良野市弥生町1番1号 TEL 0167-39-2316 FAX 0167-39-2332
 様式等ダウンロード(市ホームページ) <http://www.city.furano.hokkaido.jp/>
 サイト内検索「都市計画関係申請」

制限される建築物の建築等の行為

建築物の新築や増改築、修繕などを行う場合の基準

| 地区区分 | 名称 | スキー場山麓地区 | 森林文化地区 | 下御料地区 | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---|------------------------------|-----------------------------|--------------|------|-------|---|---------|---|-------|---|-------|---|---------|---|
| | 面積 | 約189 ha (保安林面積約0.3 ha 除外) | 約9.7 ha (保安林面積約0.8 ha 除外) | 約36 ha (保安林面積約0.8 ha 除外) | | | | | | | | | | | | |
| | 認定申請手数料 | 7,000 円 | 8,000 円 | 9,000 円 | | | | | | | | | | | | |
| 色彩 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の屋根及び外壁の色彩は、マンセル表色系に掲げる色相ごとに、次の表に掲げる彩度を超える色彩を、外壁及び屋根の各立面の見付面積の1/5を超えて使用しないこと。ただし素材色で、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた部分はこの限りではない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>マンセル表色系による色相</th> <th>色の彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R (赤)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>YR (黄赤)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Y (黄)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>B (青)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> | | | | マンセル表色系による色相 | 色の彩度 | R (赤) | 8 | YR (黄赤) | 8 | Y (黄) | 6 | B (青) | 4 | 上記以外の色相 | 4 |
| | マンセル表色系による色相 | 色の彩度 | | | | | | | | | | | | | | |
| R (赤) | 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| YR (黄赤) | 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| Y (黄) | 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| B (青) | 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以外の色相 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築物の高さ | 最高限度 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さの最高限度は、20mとする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 敷地境界側の高さ制限 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の各部分の高さは、当該部分から敷地境界線までの水平距離に1.5を乗じて得られたものに10mを加えた高さ以下とする。 建築物の各部分の高さは、敷地境界までの水平距離の規定による高さの算定については、当該敷地境界部分からの高さとする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 道路側の高さ制限 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の各部分の高さは、当該部分から道路の路面中心までの水平距離に1.5を乗じて得られた高さ以下とする。 建築物の各部分の高さは、道路までの水平距離の規定による高さの算定については、道路の路面の中心からの高さとする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さは5mまでは当該建築物の高さに算入しない。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の敷地面積の最低限度は350㎡とする。 | | | | | | | | | | | | | | | |



北の峰景観地区の区分図

